

新・宮崎県地震減災計画 の改定について

宮崎県防災会議令和7年度第4回地震専門部会資料

新・宮崎県地震減災計画（現行）の概要

最終改定以降の主な災害や防災関連計画の変遷

- 令和3年3月 「新・宮崎県地震減災計画」の最終改定
- 令和6年1月 令和6年度能登半島地震の発生
- 令和7年3月 南海トラフ巨大地震 最大クラス地震における被害想定公表
- 令和7年7月 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の公表
- 令和8年2月 「新・宮崎県地震減災計画」の改定案の提示（予定） ※宮崎県地震被害想定を公表予定

計画骨子

1 県民防災力の向上

- ・ 県民の防災意識の啓発
- ・ 自主防災活動の充実
- ・ 要配慮者の支援対策の充実
- ・ 学校における防災教育の推進
- ・ 企業防災の推進

2 住宅・建築物の耐震化、居住空間の安全確保

- ・ 住宅の耐震化等の促進
- ・ 公共建築物等の耐震化の推進

3 外部空間における安全確保対策の充実

- ・ 地震・津波災害に強いまちづくりの推進
- ・ 安全・安心な生活環境を確保するための社会資本整備
- ・ 土砂災害対策等の充実
- ・ ライフライン対策の促進（電気、ガス、上下水道、通信）
- ・ 様々な地域的課題への対応

4 津波対策の推進

- ・ 津波避難場所・避難経路の確保
- ・ 津波避難に対する普及・啓発
- ・ 津波情報の迅速・的確な伝達
- ・ 津波からの避難体制の充実
- ・ 津波を防御する施設の整備・充実等

5 被災者の救助・救命対策

- ・ 迅速な救助のための体制強化
- ・ 災害時医療体制の強化
- ・ 保健衛生・防疫対策

6 県、市町村の防災体制の充実、 広域連携体制の確立

- ・ 県の防災体制の充実
- ・ 市町村の防災対策の充実
- ・ 国、指定公共機関との連携強化
- ・ 企業、民間団体との連携強化
- ・ 広域連携体制の確立

減災目標

- ・ 住宅の耐震化率（約80%）を90%に向上
- ・ 早期避難率（55.5%）を70%に向上



人的被害（死者数）を
15,000人から2,700人へ

さらなる対策



限りなく
ゼロへ!

減災計画改定内容（案）

（1）計画名称の変更

（現在）新・宮崎県地震減災計画 ⇒ （変更案）第3期宮崎県地震・津波減災計画

※宮崎県地震減災計画（H19.3策定）を第1期、
新・宮崎県地震減災計画（H25.12策定）を第2期計画と位置付ける

（2）計画期間の設定

- ・計画期間は10年（令和8年度～令和17年度）とする（現行計画には始期・終期の定めなし）。
ただし、計画改定から5年後に中間見直しを行うこととする。
- ※国は「今後10年間で」達成すべき目標を掲げており、各項目に関する具体目標についても基本的には同様である。

（3）減災目標の設定

- ・国の基本計画での減災目標も踏まえ、具体的な減災対策を通じて、今後10年間で、
「想定される人的被害（死者数）をおおむね8割減少、建物被害（全壊焼失棟数）をおおむね5割減少」を目指す。
- ・最終的には、災害関連死を含む人的被害を限りなくゼロに近づけるよう、各種取組を推進する。

（4）計画骨子や具体的な取組内容の見直し

《主な見直し事項》

- ・計画骨子の見直し
⇒項目の再編等を行い、「被災者支援・災害関連死対策」を新たに計画の柱の1つとして掲げる
- ・新たな取組内容の追加
⇒（例）南海トラフ地震臨時情報に関すること、保健医療福祉活動体制の充実に関すること、
復興に向けた事前準備に関することなど

減災計画改定内容（案）

（5）計画の全体像

1 県民防災力の向上

- （1）県民の防災意識の啓発
- （2）自主防災活動の充実
- （3）要配慮者の支援対策の充実
- （4）学校における防災教育の推進
- （5）企業防災の推進
- （6）住宅の耐震化等の促進

2 災害に強い県土づくり

- （1）地震に強い生活環境の整備
- （2）土砂災害対策等の充実
- （3）ライフライン対策の促進
（電気、ガス、上下水道、通信）
- （4）公共建築物等の耐震化の推進
- （5）様々な地域的課題への対応

3 津波対策の推進

- （1）津波災害に強いまちづくりの推進
- （2）津波避難場所・避難経路の確保
- （3）津波避難に対する普及・啓発
- （4）津波情報の迅速・的確な伝達
- （5）津波からの避難体制の充実
- （6）南海トラフ地震臨時情報の周知・理解促進
- （7）津波を防御する施設の整備・充実等

4 被災者の救助・救命対策

- （1）迅速な救助のための体制強化
- （2）災害時医療体制の強化

5 被災者支援、災害関連死対策

- （1）保健医療福祉活動体制の充実
- （2）避難所環境の整備・充実
- （3）要配慮者等の支援対策の充実
- （4）物資支援対策の強化

6 県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立

- （1）県の防災体制の充実
- （2）市町村の防災対策の充実
- （3）国、指定公共機関との連携強化
- （4）企業、民間団体との連携強化
- （5）広域連携体制の確立